

第1章

川崎区地域福祉計画策定に あたって

1

川崎区で考える地域福祉計画とは

(1) みんなでつくる これからの福祉のまちづくり計画

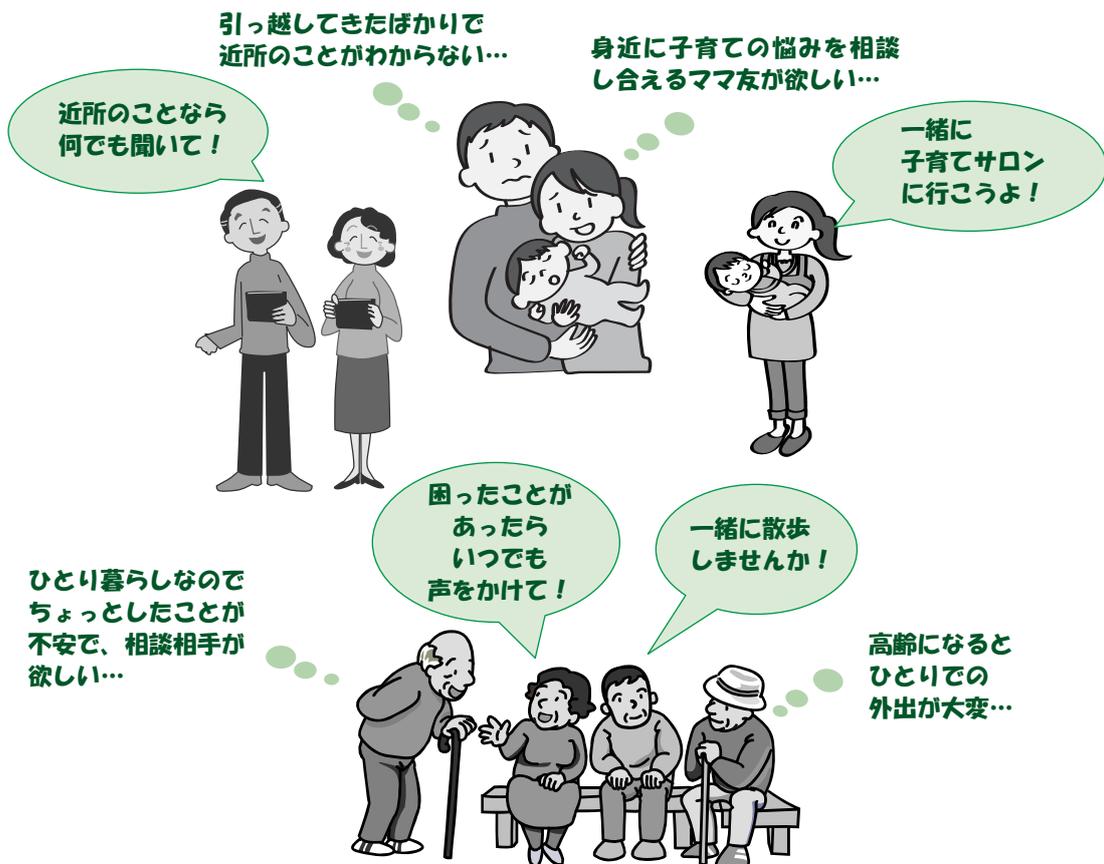
住み慣れたところで、安心して生活続けることはすべての人の願いです。

ところが、少子高齢化が進行し、家族構成や生活様式も多様化してきた現在は、生活上で抱える悩みも様々です。

しかし、一人ひとりの悩みに対応していくには、公的なサービスだけでは限界があります。

身近にいる人でなければ気付かないこと、近所だからできることもたくさんあるのです。これからは、地域で互いに支え合い、助け合うことによる福祉のまちづくりが求められています。

川崎区地域福祉計画は、地域のつながりや支え合いを推進するためにつくられています。この計画は、「みんなでつくる これからの福祉のまちづくり計画」であり、主役は区民のみなさんです。



一人で解決できない問題は地域のみんで助け合い、さらに難しい問題は、行政や関係する様々な団体・組織・機関と一緒に問題解決に取り組み、いつまでも住み続けられる区づくりを進めていきます。

(2) 計画策定の流れ

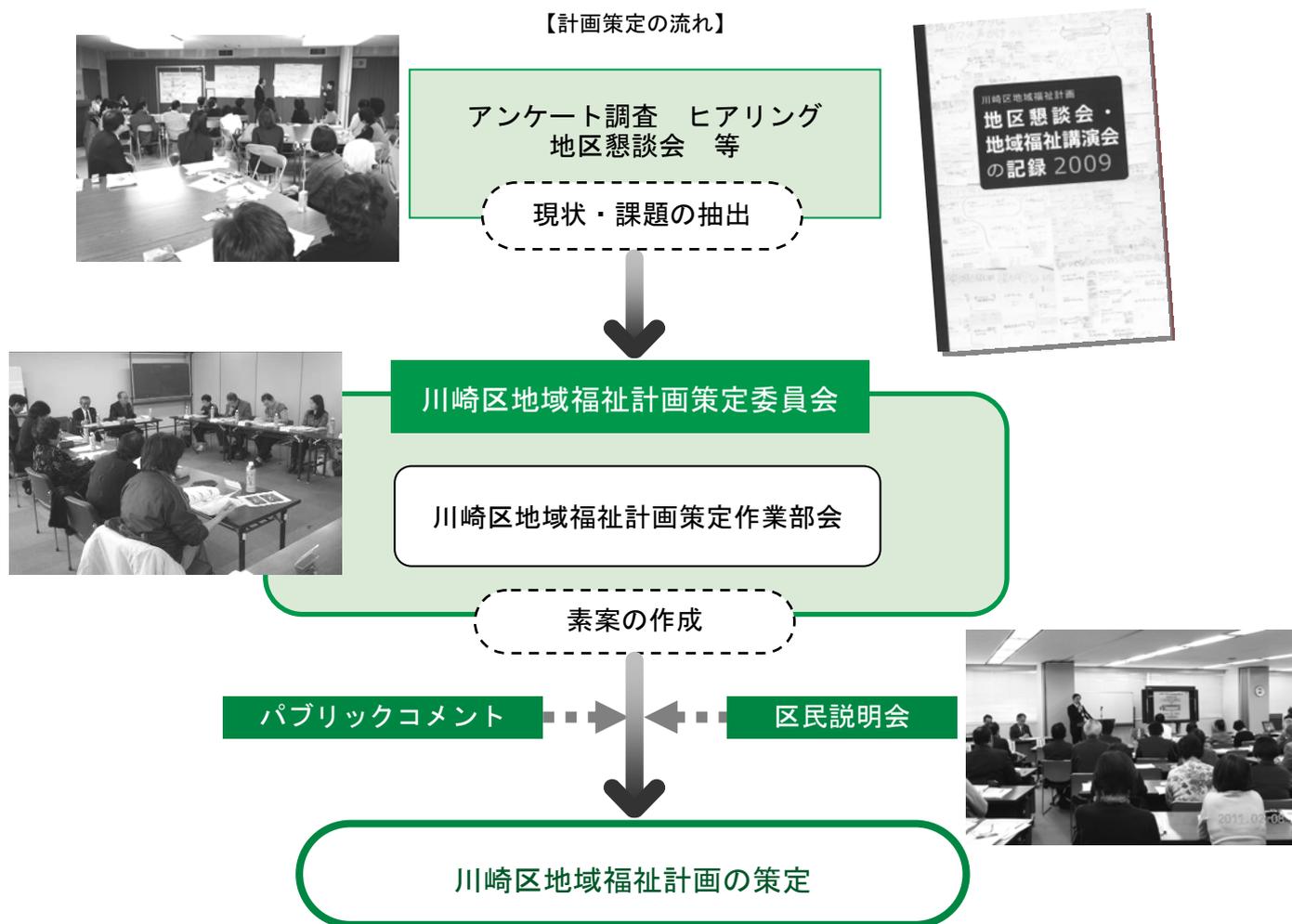
では、「みんなでつくる」この計画は、川崎区民の方たちの意見をどのように反映させ作成したのでしょうか。

川崎区では、まず、区民や地域福祉活動に携わっている機関・団体へのアンケート調査や地区懇談会などで、地域の現状や課題の掘り起こしを行いました。

そこで出た課題や現状を踏まえて、区内の各種団体を代表する委員などから構成される「川崎区地域福祉計画策定委員会」で、様々な視点から川崎区の地域福祉の推進に向けた理念や基本方針、取組のあり方などを審議しました。

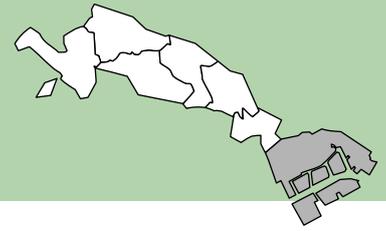
それと並行して、「川崎区地域福祉計画策定作業部会」において具体的な取組、役割分担などを検討し、策定委員会とともに計画の素案を作成しました。

さらに計画素案はパブリックコメント*・区民説明会で公表され、区民の意見を踏まえてさらに検討し、この計画を作成しました。



* パブリックコメント：行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するにあたって、事前に命令などの案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集することを「パブリックコメント手続」（意見公募手続）と言います。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられます。

2 川崎区の地域の特徴



(1) 川崎区の概況

川崎区は川崎市の最も南東に位置しており、東京都大田区、幸区、横浜市鶴見区に隣接しています。

北側には多摩川が流れ、南東側は東京湾に面し、JR川崎駅及び京浜急行川崎駅を起点に東側の東京湾に広がった地形をしています。

主要道路としては、第一京浜（国道15号線）、産業道路、首都高速神奈川1号横羽線・6号川崎線・湾岸線が通っています。

京浜工業地帯の中心として、臨海部の埋立てや人工島が造成され、工場が建ち並び、近隣にはそこで働く人々の家屋が建ちましたが、工場からの大気汚染による公害の問題や社会情勢の変化により、多くの工場が移転しました。

近年では、廃棄物ゼロをめざす川崎ゼロ・エミッション工業団地*（水江町）や、浮島での太陽光発電所の建設計画など、環境改善に向けた取組を進め、都市型工業地帯へと変化しつつあります。川崎河港水門*などの近代化遺産、産業文化財が数多い一方で、世界的なハイテク企業や研究開発機関も集積しています。

市内で海に面しているのは川崎区だけであり、浮島や東扇島などの人工島には公園が整備されています。区民の憩いの場所であるとともに、平成20年4月にオープンした東扇島東公園は、災害時には広域防災拠点の役割も担うことになっています。

川崎駅東口周辺は、商業やサービス業の中心であり、バリアフリー化などの総合的な整備が進んでいます。駅から少し離れると、東海道川崎宿*、川崎大師などの歴史的資源などがあり、川崎球場などではスポーツを通じた地域交流も盛んです。

外国人登録人口が市内で最も多く、平成22年9月には川崎区浜町に「多文化共生*センターかわさき」が完成しました。

また、市内で唯一、昼間人口が常住（夜間）人口を上回っていることも区の特徴です。



* 川崎ゼロ・エミッション工業団地：生産活動によって生じる排出物のすべてを有効活用することで「廃棄物ゼロ」をめざす取組です。水江町にある工業団地は平成14年度から本格的に稼働しています。

* 川崎河港水門：川崎区を縦貫する大運河計画の一環として昭和3年に完成し、その後計画は中止されましたが、水門は残っています。頭部にあるオブジェは、かつて川崎の名産物であった梨やぶどう、桃などがモチーフになっています。

* 東海道川崎宿：江戸時代につくられた東海道の宿場町のひとつで、川崎大師への参詣客で栄えました。川崎宿ができてから400年目にあたる2023年に向けて、区と協働で市民活動団体「東海道川崎宿2023」が発足しています。

* 多文化共生：国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことです。

(2) 川崎地区・大師地区・田島地区の特色

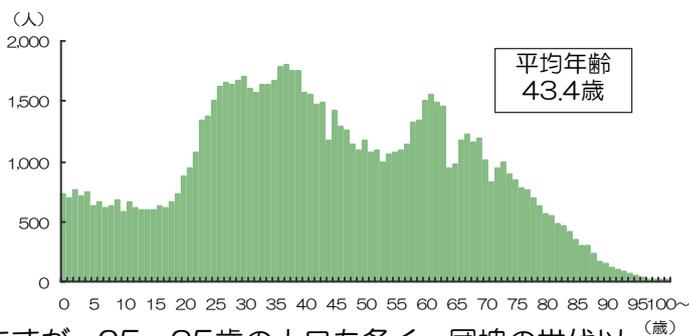
① 川崎地区（区役所管内）の特色

古くは東海道五十三次の宿場町として栄えたことから、歴史的な地域資源*が多く残る地区です。川崎駅、京急川崎駅を中心に商業施設が多く、市役所・区役所、金融機関、文化施設などが集まり、市の行政、経済の中心ともなっています。

人口密度が高い地区であり、平均年齢は43.4歳と3地区で最も高くなっていますが、25～35歳の人口も多く、団塊の世代以降と若い世代が共に暮らす地区と言えます。

居住5年未満の割合が3地区で最も高く2割を超えている一方で、20年以上が約5割を占めています。マンションに住む割合は3地区の中で最も高く、3割近くになっています（「第2回川崎市地域福祉実態調査」平成22年）。

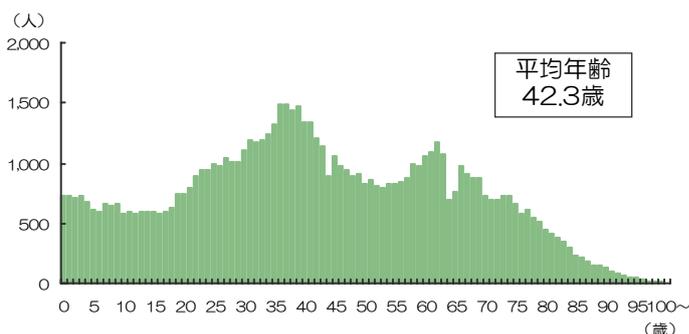
外国人登録者の多い川崎区の中でも、その割合が特に高い地区でもあります。



② 大師地区（大師支所管内）の特色

川崎大師平間寺の門前町として発展した地区です。羽田空港へも近く、多摩川を挟んで東京都大田区と接していることにより、近年ではマンションの建設が進み、若い世代の転入が多くなっています。多摩川沿いの中瀬、大師河原では人口増加率が高く、14歳以下の子どもの割合が高い地域となっています。

一方で、居住20年以上の割合が5割を超えており（「第2回川崎市地域福祉実態調査」平成22年）、川崎大師を中心とした下町情緒にあふれる地域も残っています。

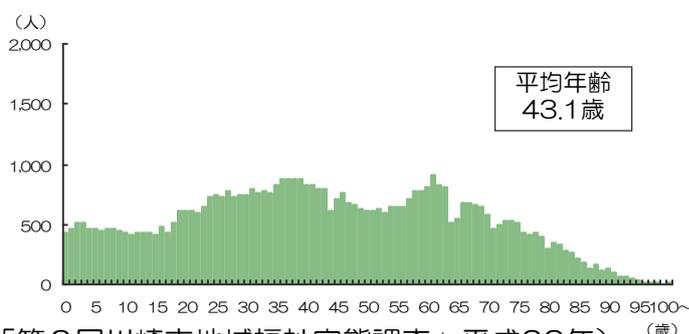


③ 田島地区（田島支所管内）の特色

京浜工業地帯の中心となり、そこに働く人々の住宅地として形成された地区です。

3地区で最も高齢化率が高く、人口ピラミッドでは61歳が最も高い山を示しています。また、3地区で一戸建ての持ち家率が最も高く、居住年数5年以上の割合も3地区で最も高くなっています（「第2回川崎市地域福祉実態調査」平成22年）。

高齢化率が高い一方で、小田栄は14歳以下の子どもの割合が高く、田島町などの高齢者の多い地域と子どもの多い地域が近接しています。川崎地区に次いで外国人登録者の割合が高く、地区の中にはコリアンタウンと呼ばれるエリアもあります。



資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（平成22年9月30日現在）

* 地域資源：地域に存在する特徴的なものの総称で、河川、農地や風景などの自然資源だけでなく、人材や歴史的建造物、伝統文化、情報、知識なども地域資源とされています

(3) 川崎市の地域福祉マップ



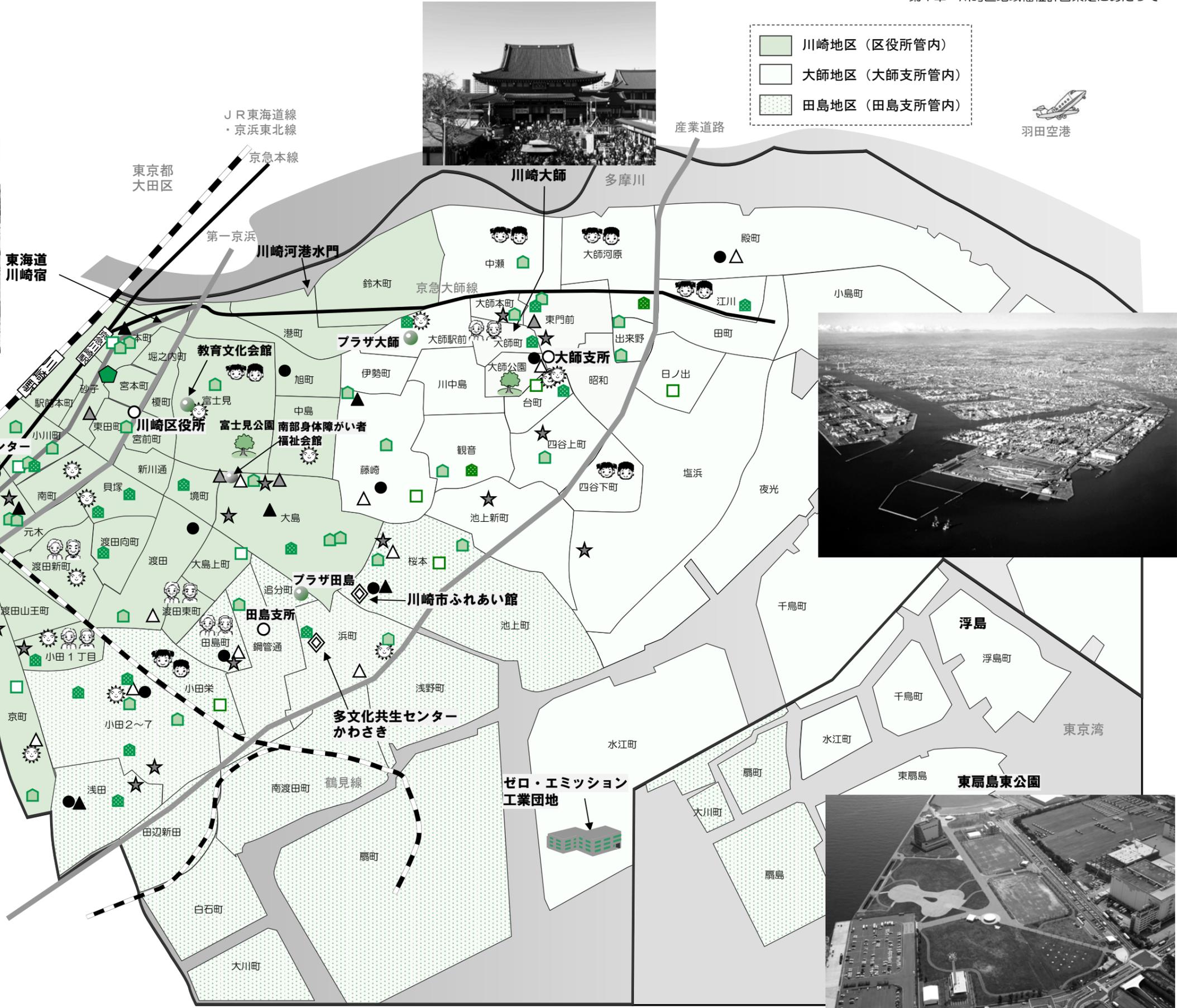
川崎地区 (区役所管内)
 大師地区 (大師支所管内)
 田島地区 (田島支所管内)



平成 23 年 4 月 1 日現在の施設数

福祉パルかわさき	1 か所
こども文化センター	10 か所
地域子育て支援センター	6 か所
認可保育所	29 か所
幼稚園・幼児園	20 か所
地域包括支援センター	9 か所
いきいきの家	10 か所
いきいきセンター	1 か所
地域活動支援センター	14 か所
障がい者生活支援センター	6 か所
まちの縁側	13 か所
14歳以下の人口割合が高い地区 (17%以上)	
65歳以上の人口割合が高い地区 (25%以上)	

※人口割合は平成 22 年 9 月 30 日現在



まちの施設案内 (平成23年4月1日現在)

施設名	住所	電話番号
○ 川崎区役所	東田町8 パレールビル	201-3113 (総合案内)
○ 大師支所	東門前2-1-1	271-0130 (総合案内)
○ 田島支所	綱管通2-3-7	322-1960 (総合案内)
● 教育文化会館	富士見2-1-3	233-6361
● 教育文化会館大師分館 (プラザ大師)	大師駅前1-1-5川崎大師 パークホームズ2階	266-3550
● 教育文化会館田島分館 (プラザ田島)	追分16-1カルナーザ川 崎4階	333-9120
◆ 福祉パル		
地域住民の福祉活動の場の提供、各種講習会の開催、車椅子などの貸出、福祉の相談広報活動等、地域福祉活動の総合的拠点施設です。		
福祉パルかわさき	砂子1-10-2ソシオ砂子ビル9階	246-5500
● 児童相談所		
子ども(18歳未満)のより健やかな成長のために、児童福祉法に基づき設置された専門相談機関です。相談内容に応じ、心理検査や医師の診断、家庭訪問、一時保護、児童擁護施設等への入所、里親委託等を必要時行う機関です。		
川崎市こども家庭センター	幸区鹿島田1082-3	542-1234
● 地域療育センター		
発達遅滞、情緒障がい、言語障がい、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由等の障がいをもつ児童およびそれらの疑いのある児童に対して療育相談、治療、訓練、保育、診療等を行う機関です。		
南部地域療育センター	日進町5-1 (福祉センター内)	211-3181
● 子育て文化センター		
子育て文化センターは、地域児童の遊びの拠点として設置されています。また乳幼児の子育て支援や市民活動の地域拠点の場としても利用できます。		
日進町子育て文化センター	日進町5-1 (福祉センター内)	230-1818
旭町子育て文化センター	旭町2-1-5	222-1451
渡田子育て文化センター	渡田1-15-5	344-7425
大師子育て文化センター	大師公園1-4	266-8874
藤崎子育て文化センター	藤崎4-17-6	222-7711
殿町子育て文化センター	殿町1-18-13	277-7660
田島子育て文化センター	田島町20-23	366-2806
小田子育て文化センター	小田2-16-9	355-3754
浅田子育て文化センター	浅田3-7-10	366-0271
桜本子育て文化センター	桜本1-5-6 (川崎市ふれあい館内)	276-4800
▲ 地域子育て支援センター		
親子の遊び場を提供しながら、子育てに関する相談や情報提供、催しを行い地域の子育て支援を行っている機関です。開所時間は各センターによって異なります。		
地域子育て支援センターあすなろ	日進町20-3	221-7037
地域子育て支援センターむかい	大島4-17-1	244-7730
地域子育て支援センターあいいく	本町1-1-1	222-7555
地域子育て支援センターふじさき	藤崎1-7-1	211-1357
地域子育て支援センターろば	桜本1-5-6 (桜本こども文化センター内)	276-4800
地域子育て支援センターふあみいゆ浅田	浅田3-7-10 (浅田こども文化センター内)	050-5551-5743

☀️ まちの縁側 問合せは川崎区保健福祉センター地域保健福祉課 201-3202

- 誰もが気軽に立ち寄り、気がねなく近所の人等と交流できる場です。開催日時・内容は会場により異なります。
- ・まちの縁側南町町内会館
 - ・江守さん家 (浜町4丁目)
 - ・まちの縁側大師 (プラザ大師)
 - ・川崎区エコマネー福ふくクラブ縁側 (教育文化会館)
 - ・まちの縁側ランチふれあいひろば (旧大師健康ランチ)
 - ・ハナさんハウス「お休み処」(渡田新町1丁目)
 - ・京町いきいきクラブ (京町小学校体育館)
 - ・京町3丁目の縁側 (京町3丁目町内会館)
 - ・おしゃべり広場貝塚1・2丁目町内会館
 - ・まちのえんがわ ひまわり (小田1丁目)
 - ・三代さん家 (小田2丁目)
 - ・コスモス会 (中島3丁目)

施設名	住所	電話番号
☑️ 認可保育所		
保育所(園)は、両親が働いていたり、病気等で家庭で保育ができない子を家庭にかわって保育する場所です。また、未就園児と保護者等を対象に公立保育園では園庭開放(※は園庭開放実施園)や育児相談も行っています。園により開放日時が決まっています。		
大島保育園※	大島5-21-10	222-7252
大島乳児保育園※	大島5-21-10	211-0637
新町保育園※	渡田4-9-4	333-8759
西大島保育園※	大島1-24-12	211-1305
川崎乳児保育園	本町1-1-1	222-2171
夜間保育所あいいく	本町1-1-1	222-2171
川崎おおぞら保育園	小川町11-9大三コーポ1階	200-9481
京町いづみ保育園※	京町3-26-1	322-3811
あすいく保育園	日進町22-14	221-1015
ゆめいく日進町保育園※	日進町20-3	221-7035
のぞみ保育園※	富士見1-6-10	223-2229
アスク川崎東口保育園	小川町13-9	233-5030
レイモンド川崎保育園	東田町8パレールビル3階	201-1313
観音町保育園※	観音1-10-3	277-8567
大師保育園※	出来野1-17	266-7939
出来野保育園※	出来野6-7	277-2411
藤崎保育園※	藤崎1-7-1	211-1306
かわなかじま保育園	藤崎2-19-2	246-7510
東門前保育園※	東門前1-8-2	266-8984
よつば保育園※	四谷上町14-8	288-4289
中瀬新生保育園	中瀬3-20-37	280-1017
小田保育園※	小田3-17-3	333-6966
東小田保育園※	小田5-14-1	355-6620
渡田保育園※	綱管通1-11-4	322-2226
川崎愛泉保育園※	浜町2-22-16	344-5365
桜本保育園	桜本1-8-22	288-2545
聖美保育園	桜本2-41-11	266-7227
川崎もりのこ保育園	日進町1-2	246-1815
アスク東門前保育園	大師本町9-11-3階	270-3412
☑️ 地域包括支援センター		
住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるように、介護・医療等のサービスを利用できるような総合的な相談ができ、介護予防のためのケアプランの作成などの支援も受けられる機関です。		
桜寿園	桜本2-39-4	287-2558
恒春園	小川町10-10	211-6313
ピオラ川崎	小田栄2-1-7	329-1680
大師の里	日ノ出2-7-1	266-9130
しおん	本町1-1-1	222-7792
京町	京町2-15-6神和ビル3階	333-7920
大師中央	台町26-7	270-5112
大島中島	大島上町18-1	276-9901
藤崎	藤崎4-20-1	270-3215

施設名	住所	電話番号
△ いこいの家		
地域の健康なお年寄りのふれあいや生きがいの場としての機能に加え、虚弱なお年寄りを地域で支え合い、助け合っていくための福祉活動の拠点機能を併せもつ施設です。		
大島いこいの家	大島1-9-6	233-8867
大師いこいの家	大師公園1-4	277-7979
田島いこいの家	田島町20-23	366-2811
浜町いこいの家	浜町2-25-11	344-3388
小田いこいの家	小田2-16-9	344-3387
藤崎いこいの家	藤崎4-17-6	222-7773
桜本いこいの家	桜本2-5-2	277-5125
京町いこいの家	京町3-12-2	344-0184
渡田いこいの家	渡田4-12-20	366-4075
殿町いこいの家	殿町1-20-15	287-9108
★ いきいきセンター		
高齢者のために、身上や生活など各種の相談に応じるとともに、教養の向上やレクリエーションのための便宜を図っています。		
日進町いきいきセンター	日進町5-1 (福祉センター内)	211-3181 (代)
★ 地域活動支援センター		
障がい者が社会参加への機会を得るといった目的で生活支援及び就労訓練などを行っている施設です。		
あおぞらハウス	小田1-1-21	366-8578
みなみ	四谷上町12-25	276-5049
サボン草	塩浜2-21-3	288-5159
川崎マックアルコールケアセンター	東門前2-2-10	266-6708
手作り工房ウィンドウ	池上新町2-8-5	277-3113
もくれん工房	田島町22-12	355-6123
もくれん工房大島	大島1-3-6	222-0669
ひょうたん	小田6-2-16	344-4264
あかつき第二作業所	京町1-17-21	355-2923
大師ワークショップ	大師本町8-15	287-9409
なかまの家	日進町18-9	245-2130
スペースほっと&ほっとカフェ	桜本1-8-10	288-5141
なのはな	大島4-7-12	222-2852
かもめ	浅田3-8-3	200-9349
▲ 障がい者生活支援センター		
障がい者や家族に対し、障がい者が地域で生活していくために必要な福祉サービスや社会資源の利用について相談支援を行う機関です。		
障がい者生活支援センターふじみ	大島1-8-6	233-9949
ノーマ・ヴィラー・ジュ聖風苑	大島4-7-12	222-8281
障がい者生活支援センター		
南部地域療育センター	日進町5-1 (福祉センター内)	211-3181
生活支援センターわくす大師	東門前1-11-6	277-5444
地域生活支援センターアダージオ	砂子2-5-7	223-5063
あおぞら生活支援センターいっしょ	京町1-16-25	090-8643-3043
● 身体障がい者福祉会館		
在宅障がい者を対象に、障がい福祉の向上を図るための各種事業を行っています。		
南部身体障がい者福祉会館	大島1-8-6	244-3971

◆ 川崎市ふれあい館

桜本1-5-6 276-4800
日本人と韓国・朝鮮人を主とする在日外国人が、同じ川崎市民としてこどもからお年寄りまで相互のふれあいをすすめる場です。民族文化についての講座や各種行事の開催等を行っています。

◆ 多文化共生センターかわさき

浜町1-9-14アカツキビル1階 333-8624
外国人支援活動団体の「拠点」を共有した外国人サポート施設で、フィリピンの食材店や翻訳・通訳の事務所、学習サポート教室等があり、交流の場としての役割も果たしています。

(4) 川崎区の現状

① 人口と世帯の状況

川崎区は市内で3番目に人口が多い区です。区域の半分以上が企業用地であるため、人口密度は市内で最も低くなっています。しかし、3地区別にみると、区役所管内は、中原区、幸区に次いで人口密度が高くなっています（平成22年9月1日現在）。

また近年工場跡地には大型マンションが建設され、転入者が増加したことにより、総人口はこの4年間で約12,000人増加しています。今後も再開発による人口増加が見込まれます。

平成19年からの3年間で特に人口増加率が高いのは、小田栄、中瀬、大師河原などになっており、この3地区では14歳以下の年少人口も50%以上の増加率となっています。

将来人口は、平成32（2020）年をピークに減少過程に移行すると推計されていますが、65歳以上人口は平成32年以降も増加傾向にあります。

一方で、一般世帯数は、平成47（2035）年までは増加するものと推計されており、今後より一層、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯が増加するものと考えられます。

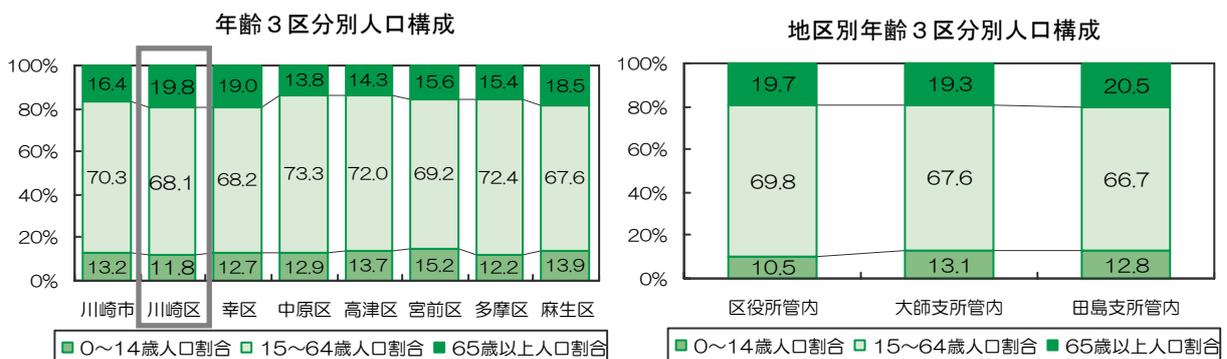


資料：川崎市の統計情報「川崎市の世帯数・人口」（各年10月1日現在）

平成22年以降は「第3期実行計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成22年4月 川崎市総合企画局）による。

② 高齢化の状況

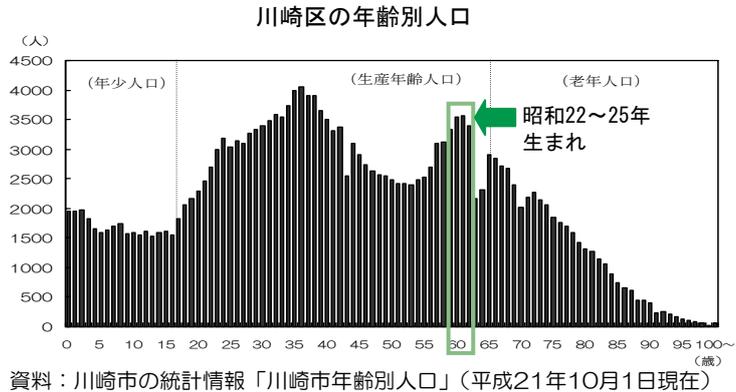
65歳以上の高齢者の割合は市内で最も高く、3地区別にみると、田島支所管内の高齢化率が最も高くなっています。



資料：川崎市統計書（平成21年10月1日現在）

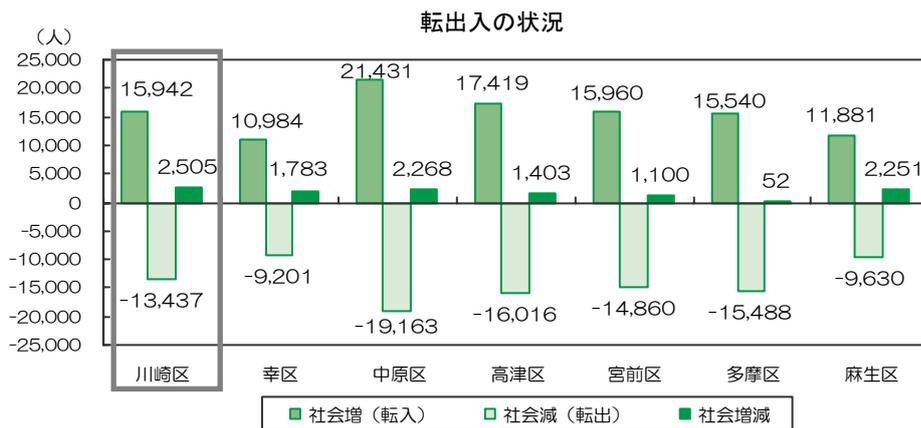
資料：川崎市の統計情報「町丁別年齢別人口」（平成22年9月30日現在）

また、団塊の世代を含む昭和22～25年生まれの人口も市内で最も多くなっています。



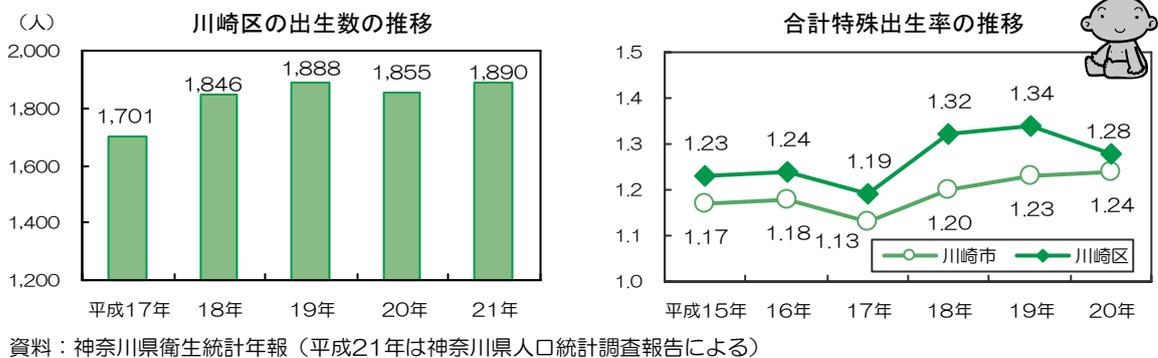
③ 転出入の状況

平成21年の転出入の状況を見ると、7区すべてで転入が転出を上回っていますが、川崎区は社会増減*による人口増加が最も多くなっています。



④ 出生の状況

出生数は増加傾向にあり、合計特殊出生率*は市の数値を上回って推移しています。



* 社会増減：住民の社会増（転入）から社会減（転出）を差し引いた人数のことです。

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

⑤ 児童虐待の状況

児童相談所に寄せられる児童虐待相談・通告件数は、平成21年度は217件となっており、平成20年度から45件増加しています。他区と比べても件数が多くなっています。

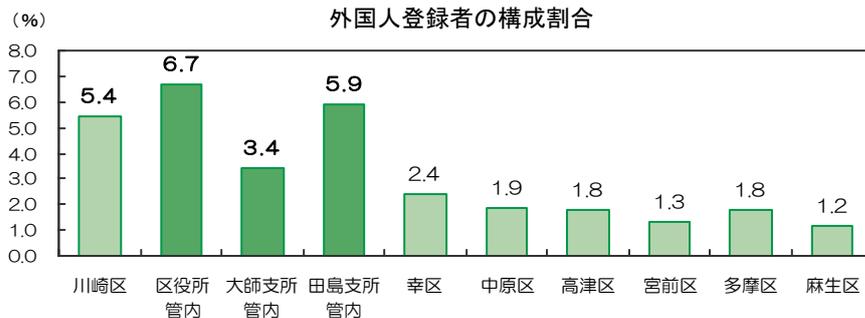
児童相談所児童虐待相談・通告件数受付状況

	南部児童相談所		中央児童相談所					その他	計
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区		
平成20年度	172	134	65	109	114	76	49	5	724
平成21年度	217	84	95	115	105	74	59	2	751

資料：市民・子ども局子ども本部子ども家庭センター調べ

⑥ 外国人登録者の状況

外国人登録者人口の総人口に占める割合は市内で最も高くなっています。特に区役所管内では6.7%、田島支所管内では5.9%と高い割合になっています。

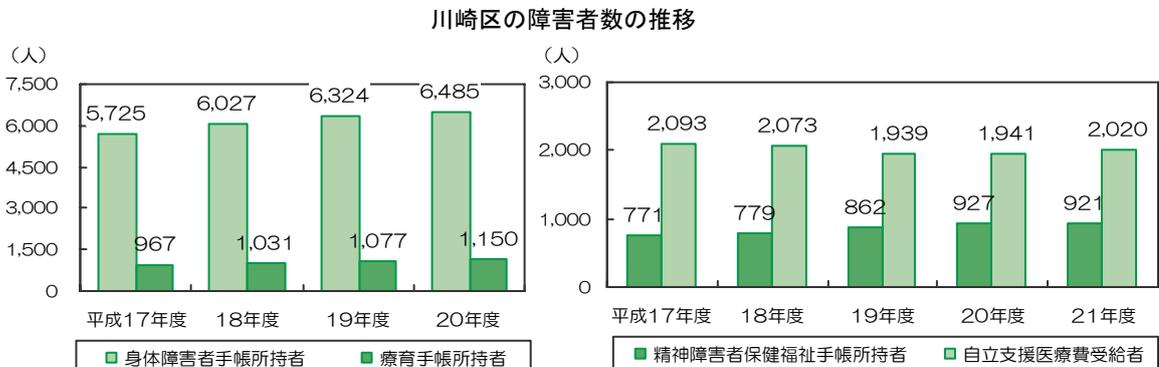


資料：川崎市の統計情報「管区別年齢別外国人登録人口」（平成22年9月30日現在）

⑦ 障がい者*の状況

身体障害者手帳所持者数、療育手帳所持者（知的障がい者）数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

自立支援医療費（精神通院医療）*受給者は、平成20年度からは再び増加傾向となっています。



資料：川崎市の統計情報（各年度末）

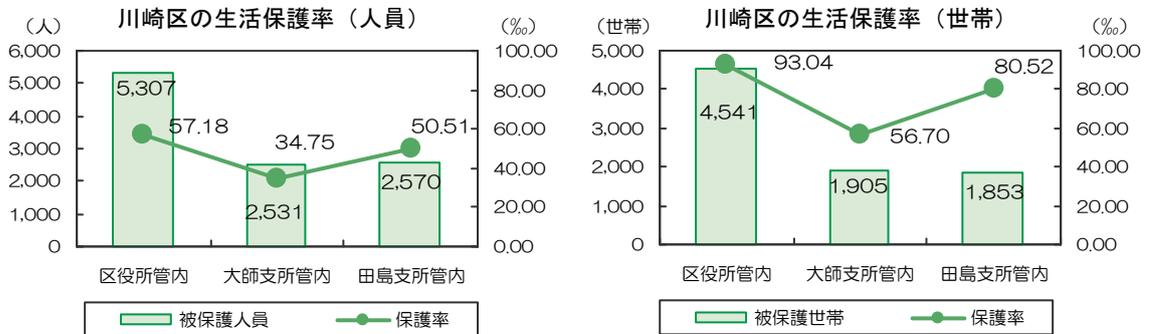
資料：川崎市健康福祉年報（各年度末）

* 川崎区地域福祉計画においては、法律等により定められた用語や固有名詞以外は、「障がい」と表記しています。

* 自立支援医療（精神通院医療）：精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です。（ただし所得制限があります。）

⑧ 生活保護の状況

生活保護率*は市内で最も高く、特に区役所管内は高く、被保護人員の生活保護率は、平成22年3月末で約6%（57.18‰）となっています。

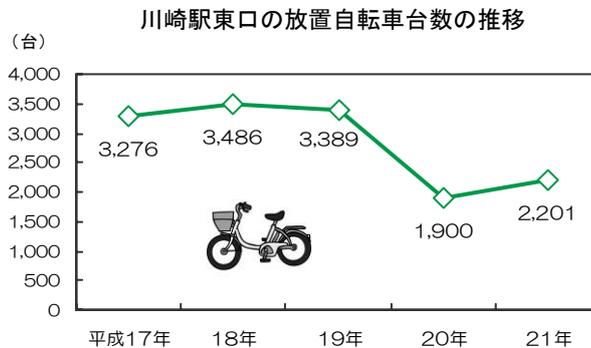


資料：川崎市健康福祉局保護指導課 川崎市の生活保護統計月報（平成22年3月）
 ※ ‰（パーミル）：千分率（1000分の1を1とする。）

⑨ 自転車利用の状況

川崎区は比較的平坦な地形であることから自転車の利用者が多く、特に川崎駅東口は市内で最も自転車利用が多い駅となっています。

放置自転車の数は、利用マナーの啓発活動などによりやや減少しましたが、依然2,000台を超える状況です。



資料：川崎市内鉄道駅周辺における放置自転車等実態調査（川崎市建設局）

* 生活保護率：生活保護とは、日本国憲法第25条により、健康で文化的な最低限度の生活を行うことが国民の権利として定められており、その権利を実現するための国の制度のひとつです。家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障がいなど何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低限度の生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的としています。保護率は人口千人当たりの生活保護受給者数及び千世帯数当たりの生活保護世帯数で表します。

(5) 川崎区はこんなまち

川崎区民が100人いたら…



※この項の数値はすべて、おおよその数で表しています。



約20人は65歳以上の高齢者です。



そのうち、8.6人は75歳以上です。

注1

11.8人は14歳以下の子どもです。



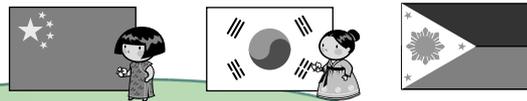
注2

4.3人は5歳以下の子どもで、
そのうち保育所に入所しているのは1人です。



注3

5.4人は外国人登録者です。



注4

1年間で川崎区に転入してくるのは7.3人です。

1年間で川崎区から転出するのは6.1人です。



注5

夜間の人口が100人とする、



昼間の人口は126.7人になります。

注6

注1～3：川崎市統計書（平成21年10月1日現在）

注4：川崎市の統計情報「管区別年齢別外国人登録人口」（平成22年9月30日現在）

登録者の多い中国、韓国、フィリピンの国旗

注5：川崎市の統計情報「人口動態」（平成21年）

注6：国勢調査（平成17年10月1日現在）

3

区民が抱える生活課題

(1) 区民の意識調査結果から見える課題

●高齢者に関する問題が4割以上

平成22年2月～3月に行われた「第2回川崎市地域福祉実態調査」のうち、「地域の生活課題に関する調査」(川崎区の集計結果)によると、助け合いをすることができる「地域」の範囲を「町内会・自治会程度」と考える割合が最も高く、次いで「隣近所程度」となっています。

その「地域」において問題になっていることは、「高齢者に関する問題」が4割を超えて1位となっています。特に田島地区では5割近くに上ります。

また、日常生活が不自由になったときに地域の人にしてほしいこととして「安否確認の見守り・声かけ」「災害時の手助け」が上位に挙げられており、自分ができる手助けとしても同じ項目が上位に挙げられています。

→ 高齢化率の高い川崎区では、隣近所・町内会・自治会という小地域でのつながりによる助け合い・支え合いが求められます。

●地域防犯・防災に関する問題が約3割

次いで、「地域防犯・防災に関する問題」が約3割で2位となっています。

地域パトロールや、災害時の避難、安否確認などは地域のつながりにも関連した問題となっています。

→ 一人ひとりの心がけも必要ですが、災害など、いざというときには日ごろからの近所付き合いが大切です。

●子どもに関する問題も約3割

「子どもに関する問題」は区全体では約3割で3位となっていますが、地区別にみると、大師地区では約4割に上ります。

子どもが安心して遊べる場所を望む声や、子育てに関する不安、孤立感などを訴える声もあります。

→ 子育て世代が抱える不安や孤立感が虐待につながらないように、地域で見守り、支えるという意識が求められます。

●障がい者に対する理解と支援

放置自転車のために障がいのある人が通行しにくい、親の高齢化による将来の不安などの声が上がっています。

障がい者や高齢者に対する思いやりや気配りは、地域の人々の生活のしやすさにつながります。当事者や家族だけで抱え込むことのないように、地域の理解と協力が必要です。

●地域活動やボランティア活動に参加したことがない人が4割以上

参加したことがある地域活動は、「町内会・自治会に関する活動」への参加が最も多く、区全体では約2割となっています。田島地区では「町内会・自治会に関する活動」が26.5%、次いで「お祭りやイベントに関する活動」が22.4%と他地区より高くなっています。

一方で、「参加したことがない」が区全体では4割以上となっており、大師地区では5割を超えています。その理由は、「仕事や家事が忙しく時間がない」が最も多く、次いで「きっかけがつかめない」「身近に活動グループや仲間がいない」となっています。

川崎区は団塊の世代が多いことから、退職後に今までの経験・知識を生かして地域活動の担い手となることが期待されます。「きっかけ」づくりとしての情報の提供、広報に工夫が求められます。

●20歳代、30歳代の多くはインターネットやメールを毎日利用

インターネットへのアクセスや携帯電話でメールを「ほとんど毎日」するのは、20歳代で9割以上、30歳代で8割となっています。若い世代はインターネット上でコミュニティ*をつくって、子育ての悩みなどを書き込んだりしています。

今後は、新しい形のコミュニティの存在も理解した地域福祉の取組も必要です。

●60歳以上の人はインターネットで情報を得ることが少ない

60歳以上では、インターネットへのアクセスや携帯電話でメールをすることが「ほとんどない」が6割以上となっています。50歳代でも約5割となっています。

インターネットでの情報提供だけでなく、情報誌や人と人の交流から情報をつなげていく必要があります。世代に応じた情報発信の工夫が必要です。

* コミュニティ：居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会のことです。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきを持つ共同体のことを言いますが、広い意味では同じテーマを共有する仲間などを指します。

●社会福祉協議会との連携

地区・区社会福祉協議会の「名前も活動内容も知らない」人が4割以上おり、地区別にみると大師地区では6割に上ります。

一方で、地区・区社会福祉協議会に期待することは、川崎地区と大師地区で「在宅福祉サービスの充実」が6割を超え、次いで「身近な相談の場としての機能強化」となっています。田島地区では「子育て支援の充実」が約4割で最も多く、次いで「在宅福祉サービスの充実」「ボランティア活動の促進」となっています。



地区・区社会福祉協議会への区民の期待は大きい反面、活動を知らない人も多い状況です。今後は社会福祉協議会の周知とともに、区と社会福祉協議会とが協力、連携を深めて区民主体の地域福祉を推進していく必要があります。

(2) 地域福祉活動に関する調査結果から見える課題

●活動者の高齢化と人材不足

「第2回川崎市地域福祉実態調査」のうち、地域福祉活動を行う団体を対象に行われた「地域福祉活動に関する調査」(アンケートとヒアリング)によると、最も問題となっていることは、活動者の高齢化と人材不足です。

団塊の世代の人が多い川崎区では、定年退職後に地域へ参加する気運づくりも必要であり、さらに若い頃から町内会・自治会の活動に参加することにより、地域福祉活動への関心を高めていくことが重要です。

●障がい者に対する地域の理解不足

障がい者も地域のイベントや避難訓練などに参加しやすくなるよう、障がい者への理解を得ていく必要があります。

●孤立している人の把握が困難

ひとり暮らしの高齢者、外国籍の人、小さな子どもとその親、付き合いが苦手な人、病気や障がいなどで外出困難な人など、孤立しがちな人の情報が把握しにくいという状況があります。

(3) 地区懇談会から見える課題

平成22年2月に、川崎地区、大師地区、田島地区の3地区で、地区懇談会を開催しました。懇談会はワークショップ*形式で行われ、民生委員児童委員、地域福祉活動実践者、社会福祉協議会の方などが参加し、多くの意見・提案が出されました。

<共通する主な課題>

●地域内交流の難しさに関する課題

- ・地域住民と交流が取りづらくなっている。
- ・マンション、アパートなどの住民と地域の交流が不足している。
- ・住民の地域への関心が薄れている。



- ・地域の情報をマンション、アパートなどの住民に向けて発信する。
- ・高齢者が子どもの集まる場に出て行く。
- ・あいさつを根気よく続ける。

●ボランティアの継続に関する課題

- ・ボランティアが少ない、担い手が少ない。
- ・ボランティアの活動時間が足りない。
- ・金銭面が厳しい。



定年退職した人などに地域活動に参加してもらうための「引き出し大作戦」。(①迎えに行く ②ちょっと持ち上げる ③初めての人には何気なく声をかける)

●高齢者に関する課題

- ・地域から孤立している人がいる。
- ・高齢者の見守りが必要。
- ・認知症の方が増えている。



- ・見守り活動を頑張ろう。(声かけ、夜に電気がついていることを確認)
- ・まちの電気店、新聞・牛乳配達、宅配便などの協力を得て情報を把握する。
- ・元気な高齢者に散歩の手伝いをしてもらう。

●地域での子育てに関する課題

- ・子育てなどで外に出られない。
- ・子どもの地域での居場所がない。



- ・子育ては母親だけの問題ではなく地域の問題。「子育ては地域で行おう。」
- ・「ちょっと子どもを預かる」「ちょっと声をかける」といった「ちょっとサポート」

* ワークショップ：グループに分かれて参加者全員が意見交換をし、問題の解決をめざす手法です。ファシリテーターと呼ばれる中立な立場の人が進行をします。

4 第2期計画の振り返り

(1) 第2期計画におけるシンボル事業

① 地域の縁側（えんがわ）づくり事業

誰もが気軽に立ち寄ることができ、地域交流の場である「地域の縁側」の活動を推進するための取組です。

川崎区では、現在13団体が活動しており、参加者の健康増進・閉じこもり予防・身近な困りごと解決や、近隣住民同士の交流や助け合いにつながっています。

区では、新規立上げの支援のほか、地区活動者を対象とした講座や縁側活動者同士が情報交換を行う「縁側連絡会」を開催するなど、多面的な活動の支援を行いました。平成21年度からは、「縁側活動団体」と協働し、地域の縁側活動推進事業を実施しました。

地域に根ざした市民の自主的な活動である縁側が、より多くの地区に広がることが望ましく、今後も地域のつながりの推進に向けた、更なる取組が必要です。

② 運動で元気アップ事業

区民の健康づくり、介護予防のために、運動の実践ができるような環境づくりと普及啓発のための取組です。

区民と一緒に「ほほえみ元気体操」という介護予防の体操を考案し、ボランティア（ほほえみ元気体操推進員）と協働で普及啓発活動を展開しました。

平成21年度には「ほほえみ元気体操 足腰らくらく編」ができ、講座の開催やリーフレットの配布などでさらに普及に努めました。

また、平成18年に区民と協働で作成した「ウォーキングガイドブック」に新たなコースを加え、平成20年8月に改訂版を作成しました。さらに、ボランティア（ウォーキング推進員）とともに、大師公園や富士見公園・小田公園で介護予防のためのウォーキングも開始し、普及啓発活動を行いました。

各講座への参加者も多く、継続意向も強いことなど、シンボル事業としての普及啓発の目的はほぼ達成されたという評価が高くなっています。

③ 「まちの情報」集約・発信事業

必要な情報が、必要とする人に的確に届くようにするための取組です。

平成21年3月には、地域保健福祉活動応援マップ「ホップ ステップ マップ」を発行しました。地域で活動する市民グループや行政サービスの活動、施設などの情報を盛り込み、住民自らの生きがいづくりや健康づくりに結びつけられることをめざしています。

意識調査などの結果からも情報提供についての要望は多く、今後は今まで以上に、より多くの人へ必要な情報をタイムリーに提供することが課題です。

(2) 第2期計画の基本目標ごとの課題

基本目標1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実

誰もが、必要なサービスや支援を受けるため、必要なサービスや支援を受ける人と提供する人とは対等な関係であり、受ける人の意思が十分に尊重される施策を充実します。

基本方針1 サービス利用者の権利擁護と啓発に取り組みます。

基本方針2 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組みます。

基本方針3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組みます。

第2期の取組

区民の様々な生活課題やニーズに対応するため、幅広いサービス提供のための取組が必要です。

保健福祉センター内での業務を区民の方へ周知するために「保健福祉だより」を発行し、全戸配布を行いました。また、サービス利用者の権利擁護に向けた取組として、講演会や研修会の開催・地域のイベントなどで普及啓発に取り組んできました。

さらに、区内に住む様々な人の、様々な生活課題に対して必要なサービス提供ができるよう、地域包括ケア連絡協議会・自立支援協議会・こども総合支援ネットワーク会議・子育て支援関係機関連絡会の開催のほか、日常的にも専門機関などと連携し、より質の高いサービス提供ができるような取組を推進しているところです。

今後に向けて

今後は、現在の取組をさらに充実させながら、サービス利用者に限らず、地域に住む区民の保健・福祉・医療についての様々な生活課題に対応できるよう、より幅広いサービス内容の周知が必要です。また、区民の意向を尊重したサービス提供ができるよう、専門機関と連携した職員や関係者の技術向上のための継続的な取組が必要です。

具体的な取組として、

- より多くの区民への保健・福祉・医療サービス情報の周知、普及が必要
- 質の高いサービス提供のための専門機関などとの連携や人材育成の継続が必要

基本目標2 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働による共助社会の実現

誰もが、保健福祉の受け手であると同時に、その担い手でもあるということに気付き、自ら積極的に参画することが求められており、地域にかかわるすべての人が共に協力しながら、保健福祉をつくりあげていきます。

基本方針1 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。

基本方針2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組みます。

基本方針3 地域福祉への理解を促進します。

基本方針4 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。

第2期の取組

川崎区においても地域のつながりの希薄化が課題となっています。少子高齢化が進行している川崎区では、地域住民の連携を促進する地域づくりが大切です。

そのため、まちの中で互いに支え合える関係づくり・地域づくりを進めるため、地域の縁側づくりを推進しました。

また、高齢になっても健康で地域づくりに取り組めるよう、地域での健康講座を実施しています。そのほか、川崎区でほほえみ元気体操推進員や公園ウォーキング推進員などの健康づくり推進ボランティアを養成し、地域での普及啓発活動を共に展開するなど、地域の関係団体や関係機関とともに、子どもから高齢者まで幅広い対象者へ様々な支援ができるように努めてきました。

さらに、新たな人材の発掘や育成を行い、地域で活動してもらうために、講座や講演会の開催や、中・高校生のボランティア体験の支援を行いました。

今後に向けて

これからも川崎区がいつまでも安心して暮らせるまちであるためには、地域のつながりを希薄にさせないための仕組みがますます重要となります。現在実施中の取組も継続しながら、誰もがいつまでも住みたいまち、住み続けられるまちにするために、自分の力を発揮し互いに支え合える地域づくりの推進が必要です。

具体的な取組として

- 地域の交流や地域住民の連携推進のための取組が必要
- 団塊の世代などのシニアを取り込んだ地域で活動する人材育成が必要
- 地域での子育て支援体制の更なる充実が必要
- 関係組織・団体と連携強化した健康づくりの継続的な普及啓発が必要

基本目標3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

画一的なサービスや支援では、区民の様々なニーズに的確に応えることはできないため、区民一人ひとりの実情に合わせたサービスや支援を総合的に提供する体制をつくります。

基本方針1 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。

基本方針2 総合的な支援体制づくりに取り組みます。

基本方針3 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。

第2期の取組

必要な情報が必要な人へ届かなければ、サービスを十分に提供できないことがあります。情報を効果的に伝えられるように、市政だより特別号を発行し川崎区内に全戸配布しました。

また、地域保健福祉活動応援まっぴ「ホップ ステップ マップ」を作成し、保健福祉にかかわる地域の活動団体についての情報を集約し、区民に提供する取組を行いました。

さらに、情報過多の状況の中で、正しい情報を発信するために、地域への出前講座を継続的に行ってきました。

そして、子ども連れの親子や障がい者、高齢者が安全に快適に暮らせる環境づくりは、大切なまちづくりの要素です。そのため、災害時要援護者の避難支援制度や認知症高齢者への対応などについての地域での普及や、自転車マナーモラル向上の活動など環境整備についての取組も行っているところです。

今後に向けて

今後は、必要な人へ必要な情報が提供できるような新たな情報発信を行っていくとともに、川崎区に住む様々な人に必要なサービスを提供できる仕組みづくりを考えていく必要があります。

具体的な取組として

- 子ども・高齢者・障がい者など様々な区民への支援体制をさらに充実させることが必要
- 新たな方法での保健福祉情報の周知が必要